指定製品における表示事項について(案)

平成26年5月27日 事務局

1. 現行フロン法における「表示」について

- 〇機器所有者に対するフロン類の回収の必要性の啓発、第一種フロン類回収業者に対する フロン類の種類及び充塡量を情報として与え、適切な回収を行わせるため、現行フロン法 第39条において、みだり放出の禁止等に関する事項を表示することとなっている。
- ○表示方法としては、特定製品の製造事業者が販売する時までに、見やすく、かつ、容易に 消滅しない方法で機器本体若しくは周辺の箱体等に表示することを求めている。

表示内容

現行法第39条において、フロン類の放出の禁止等の表示として以下を規定。

表示場所:製品本体若しくは周辺の箱体

表示の方法:見やすく、かつ、容易に消滅しない方法

表示の内容:①当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

- ②当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。
- ③当該フロン類の種類及び数量

現行法における具体的な表示例

フロン回収・破壊法 第一種特定製品

- ①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- ②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。
- ③冷媒の種類及び数量

| 種 類 | 冷媒番号 | 数量(kg) |
|------|------|--------|
| HCFC | R22 | |

2. フロン関連の任意表示について

- 〇フロンの「見える化」の推進のため、法的な義務づけを行っていないものの、国や業界団 体などが作成したマークによる任意表示が行われているものがある。
- 〇経済産業省においてもノンフロンマークを策定・公表しており、家庭用冷蔵庫やダストブロ ワーなどの製品分野で活用されている。

見える化のシンボルマーク



ノンフロンマーク



CO2冷媒機器に貼付する「ノンフロンマーク」※1



3. 省エネ法における表示制度について①

- ○類似の表示制度を設けている例としては、省エネ法に基づくトップランナー制度があり、同 法においては消費者が機器を購入する際にエネルギー消費効率に関する情報を取得で きるよう、表示制度を設けている。
- ○省エネ法の表示制度は3種類に区分され、①トップランナー機器ごとの告示において定められる表示(法定表示)、②JISに基づく「省エネラベリング制度」、③小売事業者による「統一省エネラベル」が行われている。

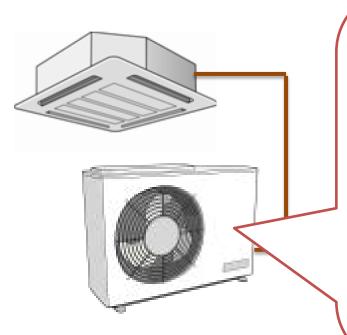
| | ①告示に基づく表示 | ②JISに基づく 省エネラベリング制度 | ③小売事業者による 統一省エネラベル制度 |
|--------|--|---|---|
| 表示の目的 | 省エネ法第80条に基づき、特定エネルギー消費機器(トップランナー対象機器)について、消費者が機器を購入する際にエネルギー消費効率に関する情報を取得できるようにしているもの。 | トップランナー基準が達成された高効率機器の普及をより促進させるため、消費者に対する情報提供を行うもの。 | 省エネ法第86条に基づき、エネルギー消費機器の小売事業者は一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならないとされている。 |
| 表示事項 | ・エネルギー消費効率 ・品名及び/又は形名 ・製造事業者の氏名又は名称 ・その他機器ごとに定められた事項(例えば、エアコンの場合、冷房・暖房能力等) | ・省エネマーク(目標値の達成・未達の別) ・省エネ基準達成率 ・エネルギー消費効率(年間消費電力量な ど) ・目標年度 | ・多段階評価 ・省エネラベリング(②のラベリング) ・1年間の目安電気料金 |
| 表示場所 | 消費者が機器の選定に当たり、性能に関する表示のあるカタログ、及び取扱説明書の見やすい箇所に分かりやすく表示 ※エアコンの例 | カタログ及び/又は製品本体(それ以外に包装、下げ札などの見やすいところに表示することも可)※エアコンの例 | 製品本体又はその近傍 |
| 表示実施者 | 機器の製造事業者等 | 機器の製造事業者等 | 小売事業者 |
| 根拠 | 省エネ法第80条及びトップランナー製品ごとの判断基準(告示) | JIS C 9901、JIS S 2070、JIS A 4423に基づく 任意制度 | 省エネ法第86条及びエネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り 組むべき措置(経産省告示) |
| 制度導入時期 | 1999年4月(トップランナー制度導入の改正省エネ法施行時) | 2000年8月JIS規格導入 | 2006年10月施行(2006年4月施行の改正省 エネ法に基づく措置) |

3. 省エネ法における表示制度について②

| | | ② uc/=#ベ/ | ②小士市※老にして |
|--------|---|---|--|
| | ①告示に基づく表示 | ②JISに基づく | ③小売事業者による |
| | 3 | ラベリング制度 | 統一省エネラベル制度 |
| 表示例 | エアコンの表示例 区分名 A 冷房能力 2.8kW 暖房能力 3.2kW ドクライン 545W ドクライン 565W ボクライン 565W ボクライン 5865W ボクライン 588 使用上の注意 ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 ・設置に関する注意事項 ・設置に関する注意事項 ・設置に関する注意事項 ・設置に関する注意事項 ・設置に関する注意事項 ・対策に関する注意事項 ・対策に関する注意を表現を表示表にて規定されており、家庭用エアコンは家庭用品品質表示法にて規定されており、省エネ法の表示義務の対象外とされている。 | エアコンの表示例 *********************************** | エアコンの表示例 2014年度版 この商品の 省エネ性能は? ※エネ語環境体 100%以上 第17条項 136 % 6.7 この製品を1年間(冷煙原料期中において一日18時間)使用した場合の目が超気料金 23,700円 この製品を1年間(冷煙原料期中において一日18時間)使用した場合の目が超気料金 23,700円 この製品を1年間(冷煙原料期中において一日18時間)使用した場合の目が超気料金 23,700円 この製品を1年間(冷煙原料期中において一日18時間)使用した場合の目が表現を19年間ではよう。 |
| 表示対象機器 | ・省エネ法トップランナー制度対象29 品目全て | 以下の21製品 ・エアコンディショナー ・照明器具(蛍光ランプだけのもの) ・テレビ ・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ビデオテープレコーダー ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ・ストーブ ・ガス調理機器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・電気便座 ・ジャー炊飯器 ・電子レンジ・DVDレコーダー ・ルーティング機器 ・電球形LEDランプ ・三相誘導電動機 | 以下の16製品 ・エアコンディショナー ・照明器具(蛍光ランプだけのもの)(※) ・テレビ ・電子計算機(※) ・磁気ディスク装置(※) ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫(※) ・電気便座 ・ストーブ(※) ・ガス調理機器(※) ・ガス温水機器(※)・石油温水機器 (※) ・ジャー炊飯器(※)・電子レンジ(※) ・ビデオテープレコーダー(※) ・DVDレコーダー(※) |

4-1. 改正法における表示案について(法定表示)

- 〇改正法では、指定製品の判断の基準に基づく法定表示として、製品の購入者に対して当該製品の環境影響度に関する情報を提供することにより、低GWP・ノンフロン製品の購入を促すため、指定製品製造業者等が指定製品について表示すべき事項を定めることとしている。
- ○具体的には、購入者が当該製品を選択する際に、当該製品が目指すべき目標水準及び 当該製品の目標達成の度合いを把握し、環境影響の低減の必要性について理解の増進 を図るため、製品本体、商品カタログ等において、「当該指定製品ごとに定める目標値及 び目標年度」を含め、以下の内容を表示させることとしてはどうか。



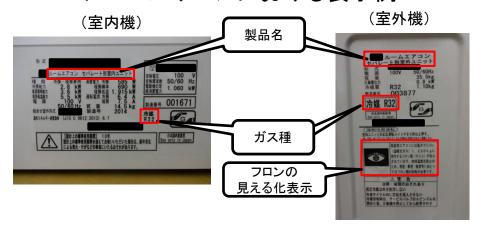
製品本体、梱包箱、商品カタログ、取扱説明書等において、以下の事項を法定表示として表示させてはどうか。

- 品名及び形名
- 製造事業者等の氏名又は名称
- ・指定製品ごとに定める目標値及び目標年度
- ・使用するフロン類の種類(冷媒番号)及びGWP値
- ・みだり放出禁止等に関する表示(第一種特定製品 及び噴霧器・断熱材以外の指定製品) 等
- ※他法令に基づいて上記と同じ項目の表示が求められている場合は、重複して表示することとならないよう整理する必要がある(参考次頁)。

【参考】指定製品における「表示」の現状について

- ○家庭用エアコンやダストブロワー等の製品は、省エネ法や家庭用品品質表示法、高圧ガス保安法等の他法令に基づきすでに様々な表示が義務づけられており、重複した表示があり得ること、記載スペースが限られていることなどを勘案する必要がある。
- 〇また、現場発泡の断熱材は、冷凍空調機器製品と同様の製品本体への「表示」が困難であるなど、製品ごとの特徴に合わせた表示場所・表示内容を検討する必要がある。

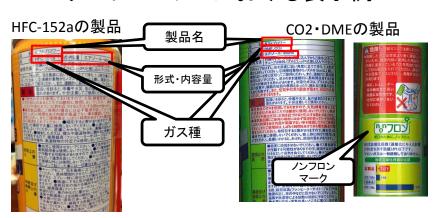
ルームエアコンにおける表示例



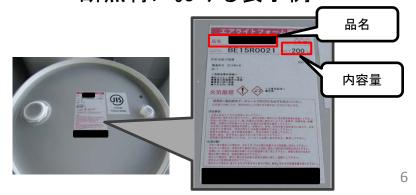
コンデンシングユニットにおける表示例



ダストブロワーにおける表示例



断熱材における表示例



4-2. 改正法における表示案について(ラベリング制度)

- さらに、製品購入者が製品を選択する際に当該製品がどの程度の環境影響度なのかー目で分かる分かりやすい表示を行うことが、低GWP・ノンフロンへの転換に寄与するものと考えられる。
- 〇このため、法定表示に加えて、当該指定製品の目標値の環境影響度の程度を商品カタログや取扱説明書において多段階表現するなどして、購入者が直感的に低GWP・ノンフロン製品を選択できるような分かりやすい表示のあり方を今後検討し、JIS等の規格により法定表示を補完することとしてはどうか。

ラベルデザインにおいて考慮すべき要素

- ①目標値の達成・未達の別
- ②目標値を満たす場合の超過の程度
- ③目標年度 等

これらの要素を踏まえ、購入者にとって 判別しやすく、シンプルな表示を検討

多段階表現のイメージ

例えば、色やマークの数などにより 達成度合いを多段 階表現。

ただし、モノクロ表示でも判別できるよう顧慮する必要がある。



:目標値以上のもの



:目標値以下のもの

(GWP:目標値以下~OO)



:目標値以下のもの

(GWP:OO以下~)

2000年度目標

: ノンフロンのもの

指定製品ごとに代替候補となる冷媒等のGWP値を考慮して、必要に応じて多段階表現の区分を設定



4-3. 改正法における表示制度案の一覧表

| | | | (m - 11) |
|-----------|---|---|---|
| | 指定製品判断基準告示 における表示義務 | JIS等による ラベリング制度 | (その他) みだり放出禁止等の表示 |
| 表示の 目的 | 指定製品のフロン類の環境影響度に関して表示すべきものとして、消費者の製品選択の参考として、ノンフロン・低GWP製品の需要を促すために表示させるもの。 | 指定製品の判断基準に定める目標値の達成の度合い等について、表示することでより優れた製品の販売を促すために表示させるもの。 | 特定製品全般に係るフロン類 のみだり放出の禁止に関する 表示。 |
| 対象製品 | 全ての指定製品 | 全ての指定製品 | 特定製品(第一種及び第二種 特定製品) |
| 表示 義務者 | 機器製造業者 | 機器製造業者 | 機器製造業者 |
| 表示事項 | ・品名及び形名(※) ・製造事業者等の氏名又は名称(※) ・指定製品ごとに定める目標値及び目標年度 ・使用するフロン類の種類及びGWP値 ・みだり放出禁止等に関する表示(特定製品以外の指定製品であってフロン類を使用している機器のみ) 注:※は省エネ法トップランナー製品と重複項目であり、当該製品においてはこれら重複事項は改正フロン法における表示を兼ねる。 | ・指定製品の基準の達成度合いを示すマーク(多段階での表示を検討) ・冷媒のGWP値(例えば、冷媒の温室効果CO2の〇〇倍など) ・目標年度 | ・当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。 ・当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。 ・当該フロン類の種類及び数量・当該フロン類のGWP値 |
| 表示場所 | カタログ又は取扱説明書、消費者の見やすい場所 (本体)(特定製品以外の指定製品に表示する「み だり放出禁止等に関する表示」は機器本体若しくは 梱包箱等に表示すること) | カタログ又は取扱説明書等 | 機器本体若しくは周辺の箱体等 |
| 遵守事項 | ・表示すべき場所(本体、カタログ又は取扱説明書) ・冷媒充填量の計算方法(工場充填量や現場での充填量など) ・適用されるGWP値の根拠(IPCC第4次報告書) ・二酸化炭素換算の方法等 | _ | _ |